

1 義援金名称	令和4年台風第15号災害静岡県義援金			
2 趣旨	<p>令和4年9月23日からの台風第15号により、静岡県内各地に浸水被害・土砂災害が発生し、同県23市町に災害救助法が適用されました。</p> <p>これを受けて茨城県共同募金会石岡市共同募金委員会では、この災害で被災された方々を支援することを目的に、下記のとおり義援金の募集を行うことになりましたので、ご協力をよろしくお願いいたします。</p>			
3 募集期間	令和4年9月27日（火）から令和4年12月28日（水）まで （義援金のみを取り扱います。）			
金 す る 場 合	(1)被災県に直接送			
	金融機関	支店名	口座番号	名義等
	ゆうちょ銀行	00190-1-421602		静岡県共同募金台風第15号災害義援金
	※ゆうちょ銀行の本・支店及び郵便局窓口での振込手数料は無料です。			
(2)本会に送金	金融機関名	支店名	口座番号	名義等
	常陽銀行	本店	(普) 3897796	社会福祉法人茨城県共同募金会 静岡県台風義援金
	<p>※振込みの際「フク」イバラキケンキョウドウボキンカイ」と省略することができます。</p> <p>※常陽銀行の本支店の窓口、アクセスジェイ及びATMから当該口座への振込手数料は無料となります。なお、時間外のATM及びアクセスジェイ以外のネットバンキングによる振込みは手数料がかかる場合があります。</p>			
(3)窓口受付	<p>茨城県共同募金会石岡市共同募金委員会（石岡市社会福祉協議会内）</p> <p>①石岡市社会福祉協議会 本所（ふれあいの里石岡ひまわりの館内）</p> <p>② ” 八郷支所（八郷総合支所3階）</p>			
4 義援金の配分	義援金は静岡県が設置する義援金募集・配分委員会において配分が決定され、被災市町を通して被災者に配分されます。			
5 税制上の優遇措置	この義援金について税制上の優遇措置を受けるために領収書を希望する場合は、当会へ申し出ください。後日、中央共同募金会発行の領収書を送付いたします。			
<p>【問い合わせ先】</p> <p>茨城県共同募金会石岡市共同募金委員会（石岡市社会福祉協議会内）</p> <p>〒315-0009 茨城県石岡市大砂 10527 番地 6 / TEL 0299-22-2411 FAX 0299-22-2440</p>				